

令和8年5月15日

報道発表

浜松市 環境部
一般廃棄物対策課
資源循環推進グループ TEL: 053-453-6192
収集業務グループ TEL: 053-453-0011



浜松市指定ごみ袋に関する緊急措置の実施について

市指定ごみ袋については、中東情勢の影響による不安の高まりなどから需要が集中し、市内一部店舗の店頭在庫が品切れや品薄状態になっています。このため、下記のとおり、市指定ごみ袋以外のごみ排出について緊急的な措置を実施します。

なお、市指定ごみ袋については、ごみ袋製造業者に例年どおりの数が製造可能であることを確認しています。

全ての皆さまに市指定ごみ袋がいきわたるためにも、引き続き、過度な購入はお控えいただきますよう、周知をお願いします。

記

【緊急措置の期間】

令和8年5月18日（月）から令和8年6月30日（火）

※ 期間終了後は市指定ごみ袋で排出する通常ルールでの収集となります。

【市指定ごみ袋以外で排出できるもの】

もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装（プラマーク）

※ 通常、市指定ごみ袋で排出しているものです。

【使用できる袋】

①市指定ごみ袋を使用することを基本とします。

②市指定ごみ袋が手に入らない場合、以下の袋を使って出すことができます。

- ・ 透明または半透明で中身の見える袋であること
- ・ 10ℓ～45ℓ以下の袋であること
- ・ 中身がこぼれないように口を縛れる袋であること

【使用できない袋】

- ・ 中身が見えない袋
- ・ 破れやすい袋、水分が染み出る袋
- ・ 口を縛れない袋
- ・ 他自治体指定のごみ袋